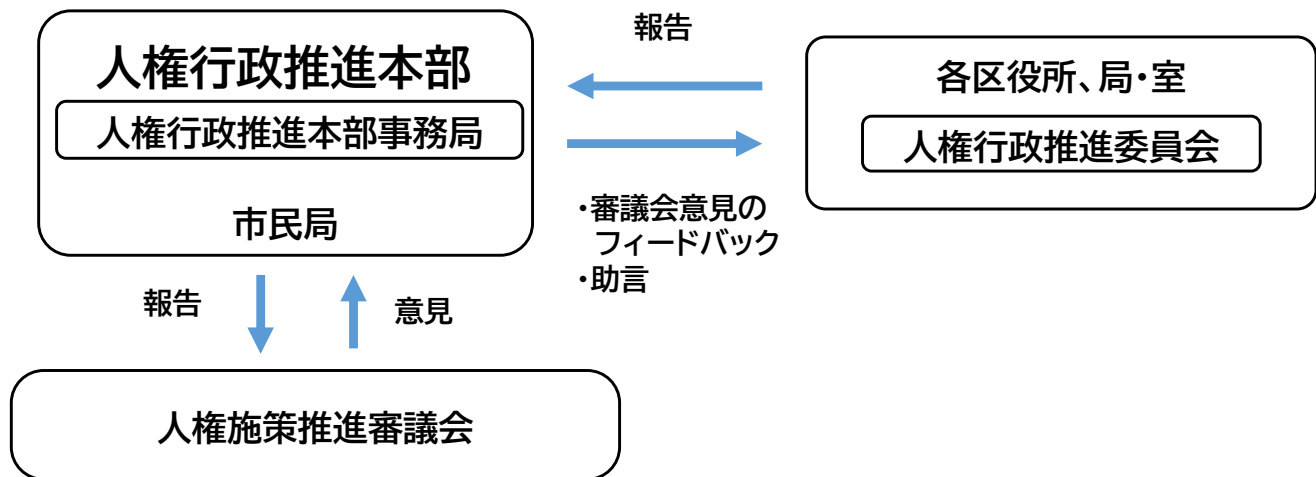


・「人権の視点100!」は、すべての部署の日常業務において、踏まえるべき人権の視点をまとめたもの。

・「実行プログラム」は各所属が日常業務の中から毎年、少なくとも一つ以上の取組みを選定し、「人権の視点100!」の視点に基づいて改善や工夫を行う取組。これにより日々の業務の中で人権の視点を意識し、定着を図っていくためのツールの一つとしている。



令和7年度 実行プログラムの取組み内容(特徴など)

※各所属の取組内容は別紙参照

区役所

市民と接する窓口業務を中心に、研修、実践、環境改善など恒常的な取組みを継続している。

「区役所来庁者等に対する窓口サービスの格付け」も活用した市民対応力の向上
(接遇研修→窓口等での実践→外部評価→フィードバックの循環)

少数者・ハンディキャップがある市民への人権に配慮した対応

- ・ 日本語を母語としない市民(やさしい日本語)
- ・ 高齢者、障がいのある人(ハード・ソフト両面での環境整備)

局・室

所管業務のさまざまな観点での独自取組みを継続している。

情報の受け手の立場や人権を強く意識した情報発信(ホームページ、広報物、用語など)、及び適切な個人情報の管理(収集情報の必要性の精査、注意喚起の周知・徹底など)

所掌業務に密接な人権課題を中心とする研修(グループワークを含む)の実施による理解促進と意識向上(アンケートによる効果測定)など

差別事象発生時の対応について、正しい知識と発生時の迅速な行動につなぐための理解促進(実行プログラムのR7評価・R8策定における特徴)